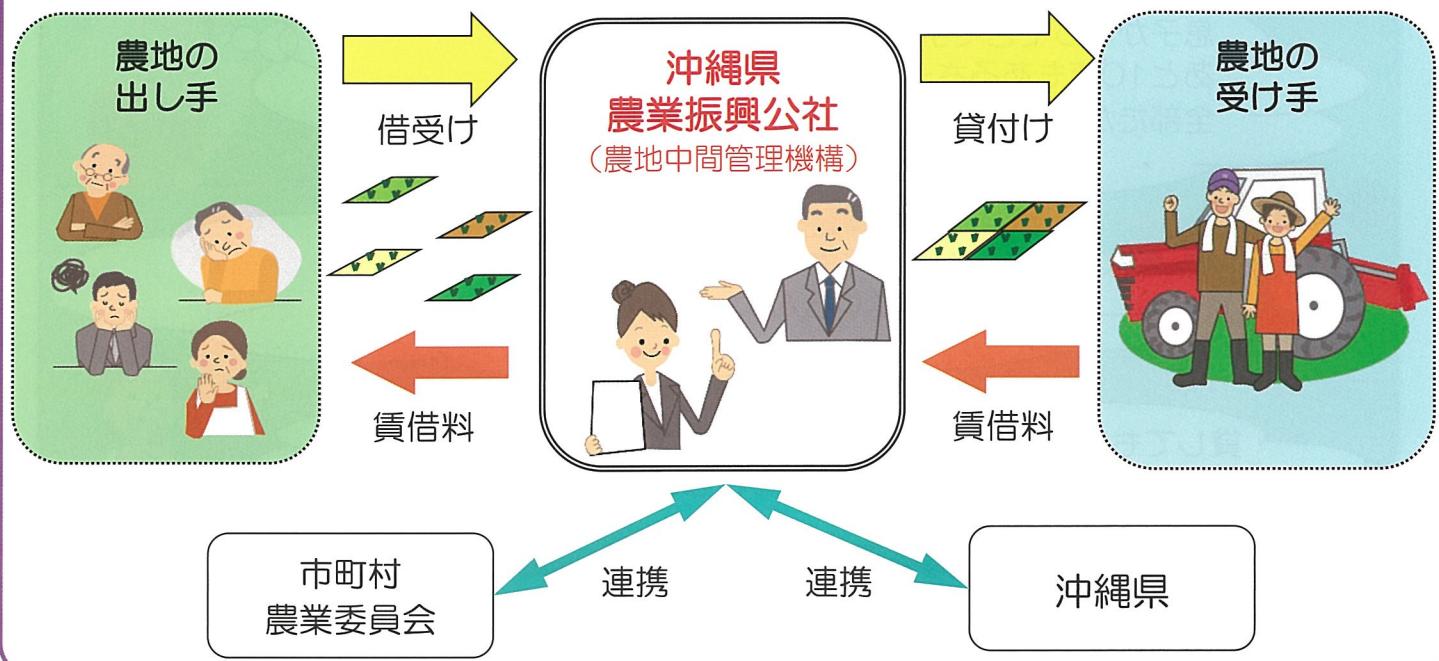


みなさまの大切な農地の貸借は 沖縄県農業振興公社にお任せください！

農地中間管理事業による貸借の仕組み



※ 農業をリタイアして公社に全ての農地を預ける方が、

- ◇ 農地を10年以上公社に貸し付けること
- ◇ 遊休農地を保有していないこと

などの条件を満たせば、賃借料とは別に機構集積協力金の交付を受けることが出来る場合があります。

詳しくは、お近くの市町村または沖縄県農政経済課（098-866-2257）にお問い合わせ下さい。

公社から農地を借りたい方へ

沖縄県農業振興公社は、県内で唯一、農地中間管理事業を実施できる公的な機関です。

農地中間管理事業は、公募に応じた人の中から、地域の農業と調和して営農できる最も適切な農業者を市町村や農業委員会と調整した上で、農地の借受者として選定する仕組みです。そのため、借受けを希望する方は応募が必要です。

なお、応募のあった方については、後日、公社のホームページ上で公表することになります。募集は、毎年6月頃に30日間程度、行う予定です。

応募方法や詳しい内容のお問い合わせは、お近くの市町村・農業委員会までご連絡ください。

農家・農地所有者のみなさまへ

大切な農地を貸してください！

＜イメージ＞



もう年を取って農作業がきつくなってきたさー。
そろそろ引退しようかねえ・・・。



息子が戻ってきて引き継ぐって言ってるけど、
あと10年もあるさー。
全部たがやすのは難しいし、、、どうするかねえ。



父ちゃんが亡くなって農地引き継いだけど、
俺はまだ農業やらんよ。どんなするかなあ・・・。



貸してもいいんだけどねえ。。。地代がもらえなかったり、
農地が返ってくるか心配で貸せられないさー。

こんなときは…

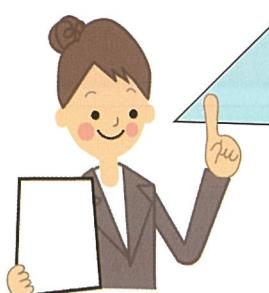
沖縄県農業振興公社

(農地中間管理機構)

におまかせください！



～みなさまの大切な農地をしっかりお預かりいたします～



- ◇ 公社は、沖縄県知事から農地中間管理機構として指定された公的な機関です。
契約期間中の賃料は、公社が責任を持ってみなさまにお支払いします。
賃料の徴収は、みなさまに代わって公社が行います。
- ◇ 面倒な賃貸借の手続き・管理も公社に任せれば安心！
みなさまからお預かりした農地は、**公社が、責任を持って管理し、地域で頑張る農業者に貸し付けます！**（地域で話し合われた人・農地プラン等を参考にして、最適な貸付相手を選びます。）
- ◇ 契約期間満了時には、**農地が、必ずみなさまのもとへ返ってきます！**



お問い合わせは

お近くの市町村

または

沖縄県農業振興公社
(098-882-6801)

まで